

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と、居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と利用サービスに応じて異なります。）

要介護度		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
介護保険対象	1. サービス利用料金	5,590円	6,270円	6,970円	7,650円	8,320円
	2. 精神科医師療養指導加算	50円				
	3. 栄養マネジメント加算	140円				
	4. ※1 看護体制加算Ⅰ（Ⅱ）	Ⅰ 40円（Ⅱ 80円）				
	5. 夜勤職員配置加算Ⅲ	160円				
	6. サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ） ※2 日常生活継続支援加算	120円 360円				
	7. 口腔機能維持管理加算 （月額定額 300円）	10円				
	8. 介護職員処遇改善加算 （1+2+3+4+5+6+7）×8.3%	513円 533円	570円 590円	628円 648円	684円 704円	740円 760円
	9. 介護職員等特定処遇改善加算 （1+2+3+4+5+6+7）×2.7%	167円 173円	185円 191円	204円 210円	222円 229円	240円 247円
	10. 介護保険対象額 計 （1+2+3+4+5+6+7+8+9）	6,870円 7,136円	7,625円 7,891円	8,402円 8,668円	9,156円 9,423円	9,900円 10,167円
11. サービス利用に係る自己負担額	1割負担	687円 713円	762円 789円	840円 866円	915円 942円	990円 1,016円
	2割負担	1,374円 1,427円	1,525円 1,578円	1,680円 1,733円	1,831円 1,884円	1,980円 2,033円
	3割負担	2,061円 2,140円	2,287円 2,367円	2,520円 2,600円	2,746円 2,826円	2,970円 3,050円
介護保険対象外	12. 居住費（光熱水費）	385円				
	13. 居住費（室料）	470円				
	14. 食事に係る自己負担額	1,460円				
15. 自己負担額合計 （11+12+13+14）	1割負担	3,002円 3,028円	3,077円 3,104円	3,155円 3,181円	3,230円 3,257円	3,305円 3,331円
	2割負担	3,689円 3,742円	3,840円 3,893円	3,995円 4,048円	4,146円 4,199円	4,295円 4,348円
	3割負担	4,376円 4,455円	4,602円 4,682円	4,835円 4,915円	5,061円 5,141円	5,285円 5,365円

※1 看護職員の配置状況により、看護体制加算Ⅰに加え看護体制加算Ⅱとして1日80円（保険給付の場合、1割負担額は8円、2割負担額は16円、3割負担額は24円）が加算されます。（上記料金表には含まれていません）

※2 サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算は事業所の体制によ

り一方を算定します。(日常生活継続支援加算の場合は網掛けの料金です)

※3 ご利用者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し、褥瘡マネジメント加算 100 円(保険給付の場合、1 割負担額は 10 円、2 割負担額は 20 円、3 割負担は 30 円)が 3 ヶ月に 1 回加算されます。

上記の他、下記に該当する場合は、以下の項目が加算されます。

☆新規に入所された場合、又は 30 日を超える入院から退院された場合は、初期加算として 1 回 300 円(保険給付の場合、1 割負担額は 30 円、2 割負担額は 60 円、3 割負担は 90 円)が加算されます。

☆排泄障害等のため、排泄に介護を要するご利用者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合は、排せつ支援加算として 1,000 円(保険給付の場合、1 割負担額は 100 円、2 割負担額は 200 円、3 割負担は 300 円)が月 1 回加算されます。

☆低栄養リスクの高いご利用者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき定期的に食事の観察を行い、ご利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善を行った場合は、低栄養リスク改善加算 3,000 円(保険給付の場合、1 割負担額は 300 円、2 割負担額は 600 円、3 割負担は 900 円)が月 1 回加算されます。

☆療養食を提供する場合は、1 食 60 円(保険給付の場合、1 割負担額は 6 円、2 割負担額は 12 円、3 割負担は 18 円)が加算されます。

☆経管により食事を摂取されている方が、経口摂取に移行するために栄養管理が必要とされ実施した場合は、1 日 280 円(保険給付の場合、1 割負担額は 28 円、2 割負担額は 56 円、3 割負担は 84 円)が加算されます。

☆経口により食事を摂取される方で摂食機能に障害を有し、誤嚥が認められる方に対し医師の指示に基づき、他職種共同で経口維持計画を作成し、栄養士により特別な管理を行った場合は、その摂食機能の状況により 1 月 1,000 円及び 4,000 円(保険給付の場合、1 割負担額は 100 円及び 400 円、2 割負担額は 200 円及び 800 円、3 割負担は 300 円及び 1,200 円)が加算されます。

☆医師が終末期にあると判断したご利用者について医師・看護職員・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前 30 日を限度として在園していた日に対して以下の料金が加算されます。

① 死去の日 1 日 12,800 円

(保険給付の場合 1 割負担額は 1,280 円、2 割負担額は 2,560 円、3 割負担は 3,840 円)

② 死去の前日・前々日 1 日 6,800 円

(保険給付の場合 1 割負担額は 680 円、2 割負担額は 1,360 円、3 割負担は 2,040 円)

③ 4 日～30 日前 1 日 1,440 円

(保険給付の場合、1 割負担額は 144 円、2 割負担額は 288 円、3 割負担は 342 円)

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提

供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ご利用者が、2日を超える入院又は外泊をされた場合にお支払いただく1日あたりの料金は、下記のとおりです。ただし、1ヶ月に6日分を限度とします。

1. サービス利用料金		2,460円
2. サービス利用に係る自己負担金	1割負担	246円
	2割負担	492円
	3割負担	738円
3. 居室に係る自己負担金		840円
4. 自己負担額 合計(2+3)	1割負担	1,086円
	2割負担	1,332円
	3割負担	1,578円

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。ただし負担限度額は、認定証を提示された月から適用します。

当施設の1日あたりの居住費と食費の負担限度額

対象者		区分	居住費		食費
			光熱水費	室料	
生活保護受給者		利用者負担第1段階	0円	0円	300円
世帯全員が市町村民税非課税の方	老齢福祉年金受給者				
	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担第2段階	370円	0円	390円
	利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入80万円超)	利用者負担第3段階	370円	0円	650円
上記以外の方		利用者負担第4段階	385円	470円	1,460円

※第1段階～第3段階に該当する方については、居室385円(多床室)、食事1,392円を上限とし、差額については自費負担が負担します。

※入所者が世帯非課税であっても①配偶者が課税されている場合②単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の預貯金を保有している場合には補足給付の対象外となります。